

教員各位

研究・知財戦略機構長

2014年度「法人が給与等を支給するポスト・ドクター」の募集について

このことについて、下記のとおり、法人が給与等を支給するポスト・ドクター（以下「ポスト・ドクター」という。）の募集を行います。

つきましては、ポスト・ドクターの採用を希望される方は、所定の期日までに申請書類を研究知財事務室（駿河台・和泉）、生田研究知財事務室、中野教育研究支援事務室[研究推進係]のいずれかに提出してください。

記

1 採用人数 20名以内

2 採用期間 2014年4月1日～2015年3月31日

3 資格・応募条件

次の要件に全てあてはまる者を対象とします。

- (1) 本学の教員が行う研究プロジェクトについて、一定の職務を分担して研究に従事する者。ただし、補助的業務の者は認めません。
- (2) 2014年4月1日現在で35歳未満の者。
- (3) 原則として、申請書類提出時に既に博士の学位を取得している者又は申請書類提出時に博士学位論文受理証明書の提出が可能であり、2014年3月31日までに博士の学位を取得できる者。
※ ポスト・ドクターは、明治大学の兼任講師を兼ねることができますが、兼任講師としての授業担当時間数は、原則として、1週6時間以内（3コマ）を限度とします。
※ ポスト・ドクターの雇用年限（上限）は、2年とし、これまで2年以上当該ポスト・ドクターとして雇用されている方は申請することができません。
※ ポスト・ドクターは、2015年度の科学研究費助成事業に申請することを条件とします。
※ ポスト・ドクターは、年度末に成果報告書を提出しなくてはなりません。
※ 1名の研究代表者が複数の候補者を申請する場合には、別途（様式自由）、当該候補者の優先順位・理由を付した書類を提出してください。

4 申請書類

- (1) ポスト・ドクター採用申請書 (2) 履歴書 (3) 業績書 (4) 推薦書
- (5) 学位取得証明書（博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者は単位修得証明書で在学期間がわかるもの）又は博士学位論文受理報告書（証明書）。
- (6) 主要な論文2編（博士学位取得論文を除く）。
- (7) 外国籍の場合は住民票（3か月以内に発行のもの）又はパスポートの写し（氏名、生年月日、

パスポート番号，写真及び有効期限の頁)

※ (1)～(4)については，所定の書式をダウンロードして使用してください。

(http://www.meiji.ac.jp/ken_jimu/hp/postdoctor.html)

※ (5)の博士学位論文受理報告書(証明書)が応募時点で発行されない場合には，学位請求書の写しを提出し，当該報告書が発行されしだい速やかに提出してください。

5 **申請手続** ポスト・ドクターの採用を希望する方は，申請書類を

2013年12月13日(金)まで(必着)に研究知財事務室(駿河台・和泉)，

生田研究知財事務室，中野教育研究支援事務室[研究推進係]のいずれかに提出してください。

6 **審査** 書類審査により行い，研究プロジェクトの計画性，継続性，ポスト・ドクターを必要とする妥当性，公的資金等の獲得状況，候補者の業績などを総合的に審査します。

7 **処遇**(詳細は，http://www.meiji.ac.jp/ken_jimu/hp/postdoctor.html「ポスト・ドクターの処遇について」を御参照ください。)

(1) ポスト・ドクターには，月額230,000円の給与を支給する。

(2) ポスト・ドクターの1週当たりの勤務時間は，20時間以上とする。

(3) ポスト・ドクターの通勤手当は，学校法人明治大学教職員給与規程により，専任教職員に準じて支給する。

(4) ポスト・ドクターの旅費は，学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準じて支給する。ただし，学会出張旅費の支給を受けることができる年度内回数は，2回までとし，そのうち1回は，学会において研究発表を行うことを条件とする。

8 **審査結果** 審査結果については，3月初旬頃までに採用申請をされた教員あてに文書で通知します。

9 **問合せ先** 研究知財事務室【担当：堀内，益田 内線(駿河台60)4268

E-mail: osri@mics.meiji.ac.jp】

以 上